

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

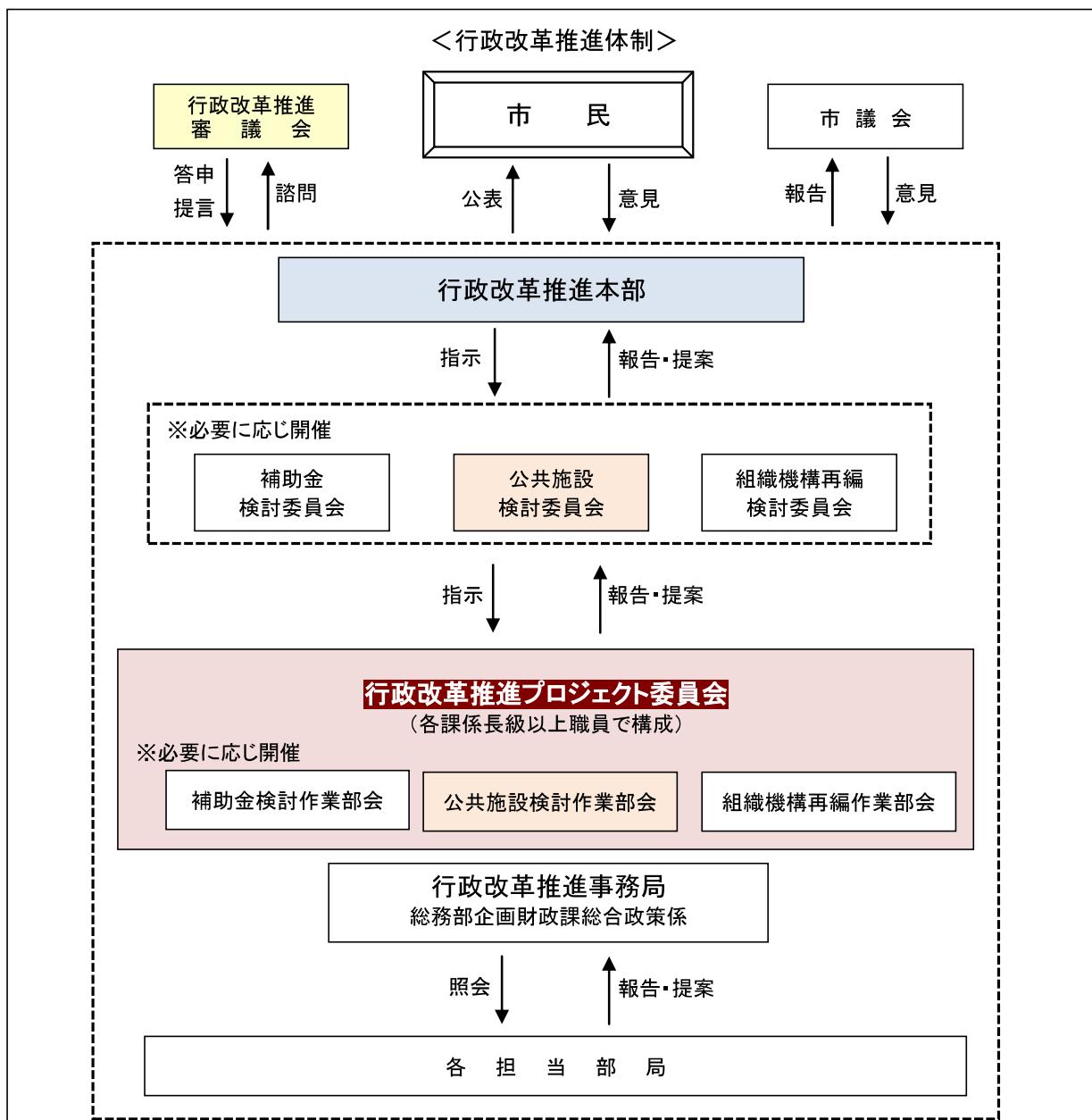
2-1 計画期間

公共施設等の計画的な管理運営の推進においては、中長期的な視点が不可欠です。本市の場合、公共施設等の更新時期が今後の40年の間に集中することから、平成27年度（2015）から40年間を計画期間とします。

2-2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

（1）取組体制

本計画を具体的に実施するため、行政改革推進事務局（総務部企画財政課）を中心に施設を管理する所管部局と調整を図るとともに、庁内の執行部幹部職員で組織する「市行政改革推進本部」及び庁内の各課係長級職員で組織する「行政改革推進プロジェクト委員会」により、全庁的・総合的に取り組んでいきます。また、必要に応じて市民や学識経験者により構成される「行政改革推進審議会」から意見、提言を受けながら取り組んでいきます。



（2）情報の管理と共有

①情報の一元管理

公共施設を適切に管理運営するためには、施設概要、歳出・歳入及び利用状況等の公共施設に関する最新の情報を常時把握できるようにしておくことが必要です。

本市では「施設カルテ」を一元的な情報データベースとして活用するものとし、適宜情報を更新していくものとします。

②市民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等については、毎年度、市行政改革推進審議会に報告するとともに、ホームページ等で公表します。また、必要又は要請に応じて市民への説明会を実施し、市民との情報共有に努めます。

2－3 現状や課題に関する基本認識

海津市の公共施設等に係る課題は、以下の通りです。

- ①人口構成の変化や市民ニーズの変化への対応
- ②公共施設等の改修・更新等への対応
- ③厳しい財政事情への対応

①人口構成の変化や市民ニーズの変化への対応

本市の総人口は平成7年（1995）の41,694人をピークに減少に転じています。今後とも人口減少の傾向は続くとともに、少子高齢化が急速に進むものと予想されます。「海津市人口ビジョン」では平成52年（2040）で約29,000人（平成22年（2010）から約9,000人、約24%の減少）と推計されています。高齢化率も平成52年（2040）で約37%と平成22年（2010）と比較して約13ポイント高くなると推計されています。

今後は、将来の人口構成やそれに伴う市民ニーズの変化に対応するとともに、行政サービスの質を維持しつつ適正な公共施設等の規模や配置を検討していく必要があります。

②公共施設等の改修・更新等への対応

本市では築30年以上経過した建築物の延床面積が全体の約半分を占めており、老朽化が進行しています。インフラ系施設においても40～60年前の施設から老朽化の状況に応じて順次改修等が必要となっています。

今後、改修・更新等が必要とされる公共施設等は増加していくことが見込まれ、また、年度によっては改修・更新等が必要とされる公共施設等が集中する年も出てくると予想されます。

従来と同様に改修・更新等への投資を継続していくと、市の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

従って、今後は、このような状況を回避するために、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑えるとともに平準化させていくことが必要です。併せて適正な公共施設等の規模や配置の検討やより効率的な管理・運営を検討していく必要があります。

③厳しい財政事情への対応

今後は、人口、特に生産年齢人口の減少（平成22年（2010）から約10,000人減）に伴う市税の減少や高齢化社会の進展に伴う扶助費の増加に伴い、市の財政状況は厳しさを増すことが予想され、投資的経費及び維持管理費に充当される財源の確保も厳しくなることが予想されます。

このような中、公共施設等の管理・運営にかかる費用を効率的に縮減し、なおかつ一定水準の行政サービスの維持を図っていくことが大きな課題となります。

一方、民間企業との連携も視野に入れながら、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組むことも検討していく必要があります。

2-4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方向と数値目標

① 基本方向

1) 公共施設の適正配置

- ・類似施設の重複や過剰な配置を避け、市全体として効果的かつ適正な配置に向けて計画的に取り組みます。

2) 既存施設の有効活用による効率的な行政経営

- ・今後は、既存施設の有効活用に重点を置き、人口構成や社会情勢の変化により、既に稼働率の低下や余裕スペースが発生している施設については、維持コストや行政サービスの効用、住民のニーズなどを総合的に検討し、他施設との機能統合、用途転換、廃止を行うなどの見直しを行います。
- ・廃止する施設については、建築物自体、あるいは建築物撤去後の跡地について、資産としての有効活用を図ります。

3) 予防保全の推進

- ・損傷等が発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改築等を行う「予防保全型」へと転換し、機能の保全・向上と耐用年数の長寿命化を図ります。

4) 民間活力の導入

- ・行政が撤退しても民間によるサービスの量や質が確保される施設、又は民間の方が効率的・効果的に運営できる施設は、積極的にアウトソーシングを検討・推進します。

② 数値目標

公共施設等の将来の更新等費用の見込み、公共施設の投資的経費の実績から削減費用を算出し、数値目標（削減目標）を設定します。

◆本市の公共施設等の更新費用を今後40年間で51%圧縮することを目標とします。

<数値目標の算出方法>

① 年間削減費用

$$\begin{aligned} &\text{1年当たりの公共施設等の将来の更新等費用 (61.8億円)} - \text{公共施設等の投資的経費の} \\ &\text{実績 (30.4億円)} \\ &= \text{計画期間削減費用 (31.4億円)} \text{「年間」} \end{aligned}$$

② 計画期間削減費用（年間）

$$\begin{aligned} &\text{年間削減費用 (31.4億円)} \text{「年間」} \times \text{計画期間 (40年)} \\ &= \text{計画期間削減費用 (1,256.0億円)} \end{aligned}$$

③ 数値目標

$$\begin{aligned} &\text{計画期間削減費用 (1,256.0億円)} \div \text{計画期間の公共施設等の将来の更新等費用} \\ &(2,473.2億円) = \text{数値目標 (50.7\%)} \end{aligned}$$

※計画期間の公共施設の将来の更新等費用は、総務省公共施設等更新費用試算ソフトに基づく

<建築物系施設>

- ・施設の新規整備については原則として行わないこととします。
- ・施設の更新が必要な場合は施設の効率性向上のため下記の方策を検討します。
 - ・床面積の縮減
 - ・同一用途の複数施設の集約化
 - ・複数の用途の異なる施設の複合化

<インフラ系施設>

- ・施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。
- ・人口減少や人口構造の変化を見据え、インフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を検討します。
- ・なお、目標値は、今後の財政収支や人口動向等社会経済情勢の変化、施設の管理状況に対応して、5年毎に確認することとします。

(2) 点検・診断等の実施方針

- ・施設の劣化、損傷を早期に発見するとともに施設の健全度を把握するため、定期的な点検及び日常的な点検を行うことを基本とします。
- ・定期点検は、要領等により定めのあるものはそれに準じて実施します。
- ・日常的な点検はパトロール等により施設の劣化、損傷について点検を行います。
- ・効率的かつ確実な点検・診断を行うために点検マニュアルの整備を検討するとともに、実地研修の実施を検討します。
- ・点検結果は施設情報として整理し共有します。

(3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・定期的な点検及び日常的な点検による状態の把握を行い、適切な維持管理を行います。
- ・これまでの「事後保全型」から、「予防保全型」へと転換し、計画的な維持修繕を行います。
- ・修繕・更新時には、長期にわたり維持管理しやすい施設への改善を図ります。また、省エネルギーへの改善に配慮していきます。
- ・更新時にはPPP/PFIも含め、最も効率的・効果的な運営手法の検討を行います。
- ・役割や機能、特性に合わせ修繕、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。

(4) 安全確保の実施方針

- ・定期点検や日常点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。
- ・劣化・変状が顕在化する前、または初期段階で把握し、適切に対応します。また、損傷を発見した場合は速やかに対策を行います。
- ・非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下対策等）を検討します。

(5) 耐震化の実施方針

- ・今後とも継続して保有する施設において必要なものは適宜耐震化を推進していきます。
- ・施設の耐震化工事にあたっては、優先順位を定めて、重要な施設から順次耐震化工事を行っていきます。

(6) 長寿命化の実施方針

- ・今後とも継続して保有する施設については、定期的な点検や修繕による「予防保全」に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。
- ・老朽化に対し適切な処置を行うことで耐久性の向上を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・長寿命化にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮するとともに、市民ニーズを考慮して、機能性や安全性の向上に努めます。
- ・今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図るものとします。

(7) 統合や廃止の推進方針

- ・施設の整備状況、利用状況、運営状況、維持コストの状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設等の統合や廃止、転用、民間活力の活用等を検討します。
- ・将来的には、広域連携についても検討していくこととします。

<参考>公共施設等の見直しの基準

①廃止	<ul style="list-style-type: none">・民間の類似施設があり、競合により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。・既に設置時点の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。・施設が老朽化している。
②転用	<ul style="list-style-type: none">・民間の類似施設があり、競合により当該施設の利用率が低く、施設存続の必要性が薄れている。・既に設置の目的が達成された施設で、当該施設の利用率が低い。・施設が老朽化していないため、他の目的施設へ転用が可能で、かつ、他の目的施設の需要がある。
③統廃合	<ul style="list-style-type: none">・他に同様の目的を持った公共的施設が市内にあり、利用について集約できる可能性がある。
④民営化	<ul style="list-style-type: none">・行政が事業主体として運営に関与する必要がない。・受益者負担等により採算性を確保できる見込みがある。・同一分野において、既に民間市場が形成されている。(民営化した方が効率が良い。)
⑤指定管理者制度の適用	<ul style="list-style-type: none">・行政が管理運営しなくても問題ない。・民間の方がより効率的・効果的に管理運営できる。
⑥一部委託	<ul style="list-style-type: none">・行政が管理運営しなくても問題ない。・事務等の一部について、民間の導入により効率的・効果的に管理運営できる。
⑦地域団体への移譲	<ul style="list-style-type: none">・既に地域団体へ業務委託、又は指定管理者制度による指定がされている施設で、その利用実態から実質地域団体等の施設となっている。

(出典：公共的施設見直し指針（平成25年4月）)

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・「2-2 全府的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」でも整理したように、行政改革推進体制の下、行政改革推進プロジェクト委員会において公共施設等のあり方や見直しの検討を進めています。また、必要に応じて「公共施設検討作業部会」、「公共施設検討委員会」を立ち上げ検討していきます。

(9) 進捗状況等のフォローアップの実施方針

- ・「2-2 全府的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」でも整理したように、行政改革推進プロジェクト委員会において公共施設等のあり方や見直しの検討を進め、取組実施状況については、毎年度、庁内の執行部幹部職員で組織する行政改革推進本部で点検・評価し、市民や学識経験者により構成される市行政改革推進審議会に報告することとします。
- ・公共施設等の見直しについては、「施設カルテ」を策定し、情報の管理と共有を図っていくものとします。